

## 特別資料3(参考統計)

(資料5)

表1 地裁刑事通常第一審における判決人員の身柄処遇状況

有罪無罪等			平成20年 (裁判官裁判)				平成21年 (裁判官裁判)				制度施行～ 平成23年3月 (裁判員裁判)			
			判決人員	勾留され た人員(A)	保釈され た人員(B)	保釈率 (B/A)	判決人員	勾留され た人員(A)	保釈され た人員(B)	保釈率 (B/A)	判決人員	勾留され た人員(A)	保釈され た人員(B)	保釈率 (B/A)
総数			2,163	2,155	97	4.5%	1,743	1,735	95	5.5%	2,060	2,054	170	8.3%
有罪※5	実刑	3年以下	151	151	11	7.3%	86	84	5	6.0%	113	111	17	15.3%
		その他※6	1,706	1,703	22	1.3%	1,419	1,416	25	1.8%	1,616	1,615	50	3.1%
	猶子	289	284	62	21.8%	230	228	62	27.2%	326	323	103	31.9%	
無罪			17	17	2	11.8%	8	7	3	42.9%	5	5	-	-

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 「裁判官裁判」は、制度施行前に起訴された裁判員裁判対象罪名の事件である。  
 3 「裁判員裁判」には、裁判員法3条1項の除外決定がされた人員を含まない。  
 4 「保釈された人員」とは、保釈保証金の納付により身柄が釈放された人員をいう。  
 5 「有罪」は一部無罪を含む。  
 6 「その他」は、死刑、無期、3年を超える懲役である。ただし、裁判員裁判の「判決人員」及び「勾留された人員」には、罰金1人を含む。  
 7 速報値である。

表2 地裁刑事通常第一審における判決人員の身柄処遇状況(罪名別)

区分 罪名	平成20年 (裁判官裁判)				平成21年 (裁判官裁判)				制度施行～ 平成23年3月 (裁判員裁判)			
	判決人員	勾留され た人員(A)	保釈され た人員(B)	保釈率 (B/A)	判決人員	勾留され た人員(A)	保釈され た人員(B)	保釈率 (B/A)	判決人員	勾留され た人員(A)	保釈され た人員(B)	保釈率 (B/A)
総数	2,163	2,155	97	4.5%	1,743	1,735	95	5.5%	2,060	2,054	170	8.3%
強盗致傷	494	493	11	2.2%	436	435	22	5.1%	513	513	37	7.2%
殺人	548	547	23	4.2%	425	425	18	4.2%	470	469	25	5.3%
現住建造物等放火	222	222	10	4.5%	163	162	10	6.2%	182	181	25	13.8%
傷害致死	198	196	19	9.7%	155	155	11	7.1%	165	165	25	15.2%
覚せい剤取締法違反	55	55	-	-	123	123	-	-	157	157	-	-
(準)強姦致死傷	162	162	5	3.1%	98	97	3	3.1%	114	114	3	2.6%
(準)強制わいせつ致死傷	124	123	15	12.2%	65	64	13	20.3%	104	104	23	22.1%
強盗致死(強盗殺人)	76	76	-	-	76	76	-	-	66	66	-	-
強盗強姦	61	61	-	-	56	56	1	1.8%	63	63	-	-
麻薬特例法違反	97	97	1	1.0%	63	63	2	3.2%	48	48	1	2.1%
偽造通貨行使	34	33	5	15.2%	22	22	5	22.7%	47	47	11	23.4%
危険運転致死	29	27	5	18.5%	19	15	4	26.7%	27	24	11	45.8%
逮捕監禁致死	3	3	-	-	1	1	-	-	20	20	-	-
集団(準)強姦致死傷	22	22	-	-	15	15	-	-	17	17	3	17.6%
銃刀法違反	9	9	-	-	6	6	1	16.7%	14	14	-	-
保護責任者遺棄致死	10	10	1	10.0%	1	1	1	100.0%	12	11	5	45.5%
通貨偽造	5	5	2	40.0%	9	9	4	44.4%	9	9	1	11.1%
爆発物取締罰則違反	4	4	-	-	3	3	-	-	4	4	-	-
麻薬取締法違反	1	1	-	-	2	2	-	-	3	3	-	-
激発物破裂	1	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-
ガス漏出等致死	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-
身の代金拐取	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
拐取者身の代金取得等	4	4	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-
組織的犯罪処罰法違反	4	4	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-
傷害									8	8	-	-
強盗									5	5	-	-
(準)強姦									4	4	-	-
窃盗									2	2	-	-
建造物等以外放火									1	1	-	-
強制わいせつ									1	1	-	-
自殺関与及び同意殺人									1	1	-	-
暴行									1	1	-	-

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
2 「判決人員」は、有罪人員と無罪人員の合計である。  
3 「裁判官裁判」は、制度施行前に起訴された裁判員裁判対象罪名の事件である。  
4 「裁判員裁判」には、裁判員法3条1項の除外決定がされた人員を含まない。  
5 「保釈された人員」とは、保釈保証金の納付により身柄が釈放された人員をいう。  
6 速報値である。

表3 控訴審における受理区別の終局人員

平成20年 (裁判官裁判)				平成21年 (裁判官裁判)				制度施行～平成23年3月 (裁判員裁判)			
終局人員	受理区分			終局人員	受理区分			終局人員	受理区分		
	被告人側	検察官側	双方		被告人側	検察官側	双方		被告人側	検察官側	双方
702	(91.6%) 643	(3.4%) 24	(4.8%) 34	618	(89.6%) 554	(3.2%) 20	(7.1%) 44	392	(99.2%) 389	(0.5%) 2	(0.3%) 1

(注) 1 刑事控訴事件票による実人員である。

2 平成20年の終局人員には、破棄差戻しによる受理1人を含む。

3 「裁判官裁判」は、第一審において裁判官のみの合議体により審理及び裁判がされた人員であり、処断罪名などが現住建造物等放火、通貨偽造、偽造通貨行使、(準)強制わいせつ致死傷、(準)強姦致死傷、集団(準)強姦致死傷、殺人、傷害致死、危険運転致死、身代金拐取、拐取者身代金取得等、強盗致傷、強盗致死(強盗殺人)、強盗強姦及び強盗強姦致死の15罪名のものに限る。

4 「裁判員裁判」は第一審において裁判員の参加する合議体により審理及び裁判がされた人員である。

5 速報値である。